

浜田市一般不妊治療費助成事業のお知らせ



浜田市では、一般不妊治療を受けられるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費等を助成します。

対象治療

保険適用の一般不妊治療（タイミング療法・排卵誘発法・人工授精等）及び検査

対象者（いずれも満たす方）

※年齢制限なし

- (1) 婚姻の届出をしている夫婦または事実婚関係にある方で、浜田市に住所を有する方（いずれか一方でも可）
- (2) (1) の者のうちいずれかが医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、又は被扶養者

助成の内容

1年間につき15万円を上限とし、助成期間は一般不妊治療を受けた月から起算して3年間とします。

※ 1年間とは、治療開始月の翌年の前月末日までとなります。

※ 1期分の申請期間で上限15万円に満たなかった場合は、残りは次期へ繰り越されます。

申請方法

治療を受けた医療機関で証明を受け、申請書及びその他の書類と併せて、下記申請場所まで持参していただくか、郵送してください。

必要な書類	初回	2回目及び2期目以降
一般不妊治療費等助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）	○	○
一般不妊治療等証明書（様式第2号）	○	初回申請時より変更時のみ必要
一般不妊治療等に要した費用の領収書（明細書もあれば）	○	○
助成対象となる本人の保険証のコピー	○	初回申請時より変更時のみ必要
申請者の印鑑（申請書に押印してあれば不要）	○	○
様式第1号に記入の口座の通帳のコピー（口座番号記載部分のみ）	○	○
事実婚関係に関する申立書（様式第3号）※事実婚関係の方のみ	○	初回申請時より変更時のみ必要

△（注）保険診療の場合は高額療養費制度の対象となり、治療費が高額の場合、月額上限もあります。月額治療費が高額になることが考えられる場合は、必ず治療前に「限度額認定証」の手続きを行ってください。具体的な手続きや上限額などは加入の医療保険者（国民健康保険の場合は浜田市）にお問い合わせください。
治療後に手続きされた場合は、助成までに時間がかかることがありますので、ご了承ください。

申請期限

各期（1期ごと）終了の翌月末日までに申請してください。申請はその都度でも、1期分まとめてでも構いませんが、**2期または3期まとめて送らないようご注意ください。**

（例）令和5年8月1日に治療を開始した場合

第1期助成期間→令和5年8月1日～令和6年7月31日 提出〆切→令和6年8月31日

（注）**高額療養費**に該当する可能性がある治療費は、**治療後4か月を経過**してから申請してください。

支給方法

助成が決定した場合は、交付決定通知書を送付後、申請書に記載していただいた口座に振り込みます。

【申請場所】

- 浜田市子育て世代包括支援センター／子ども・子育て支援課（市役所1階11番）／各支所市民福祉課
- 郵送の場合は、下記までご送付ください。

【問い合わせ先】

浜田市子育て世代包括支援センター（〒697-0016 浜田市野原町859-1）

電話（0855）22-1253 / FAX（0855）22-9810 / Email: sukusuku@city.hamada.lg.jp